

# 商工建設常任委員会資料

令和元年7月25日  
県土整備部

# 目 次

- 1 一ツ葉有料道路に関する有識者会議（第3回）について ----- 1
- 2 宮崎県自転車活用推進計画（素案）について ----- 2

## 【別冊資料】

- ・ 宮崎県自転車活用推進計画（素案）

# 一ツ葉有料道路に関する有識者会議（第3回）について

道路建設課

## 1 有識者会議の目的

一ツ葉有料道路については、国土強靱化に必要なレベルに橋梁の耐震性能を引き上げる必要があり、今後、どのように財源を確保しながら耐震対策等を行っていくのか、有料継続の可能性を含めて検討するため意見を伺うもの。

## 2 会議の概要

### (1) 開催日

令和元年7月1日（月）

### (2) 説明内容

- ・第2回会議の意見を踏まえ追加した避難誘導対策の内容及び概算費用について（対策費用の合計：約38億円→約40億円に変更）
- ・通行料金及び料金徴収期間の試算結果について

#### 通行料金等の試算結果

検討ケース	料金（普通車）		
	ケース1	ケース2	ケース3
北線	150円	100円	100円
南線	150円	150円	100円
料金徴収期間	約10年	約12年	約20年

### (3) 意見の概要

- 耐震対策及び津波避難誘導対策
  - ・一ツ葉有料道路は防災・観光・物流の面で重要な路線であり、有料制度を維持し必要な耐震対策等を早く実施すべき。
  - ・津波避難誘導対策は極めて重要で多くの方が助かることにつながる。
  - ・耐震対策等は国土強靱化の予算で実施すべき。
- 通行料金及び料金徴収期間
  - ・近年は社会情勢の変化が大きく20年先までは見通せない状況であり、徴収期間は10年程度が適当ではないか。
  - ・徴収期間としては、20年は長いが10年は短い気がする。
  - ・料金については平等性の観点から北線と南線は同額がよい。
  - ・現行料金を継続した上で早期に対策を実施し、早く無料化して欲しい。

### (4) 会議としての意見のとりまとめ

- ・一ツ葉有料道路は宮崎都市圏の東側をつなぐ重要な幹線道路であり、南海トラフ地震等の地震対策はなるべく早く実施すべき。
- ・宮崎県においては県北の耐震対策に約100億円がかかり、無料化すれば対策が遅れる。業界の厳しい状況はあるが、対策を早くするためには、有料継続もやむなし。
- ・仮に有料を継続する場合、料金については期待やこれまでの流れもある。徴収期間については20年は長すぎるとか、10年がいいのではないかとか、色々な意見があることから行政及び議会で判断いただきたい。

## 3 今後の対応

- ・有識者会議の意見等を参考にしながら、県としての方針を検討していく。

# 宮崎県自転車活用推進計画（素案）について

道路保全課

## 1 背景

- (1) 平成29年5月に自転車活用推進法が施行
- (2) 平成30年6月に国の自転車活用推進計画が閣議決定
- (3) 地方自治体も、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じた施策を定めた計画を定めるよう努めることとされている。

## 2 これまでの取組

- 平成30年9月 商工建設常任委員会（策定開始について報告）  
11月 第1回宮崎県自転車活用推進本部会議  
（知事、副知事、関係部局長）
- 平成31年1月 第1回幹事会（庁内の関係課長）  
1月 第1回宮崎県自転車活用推進に係る検討委員会  
（学識経験者、活動団体、行政機関）
- 令和元年6月 第2回幹事会  
6月 商工建設常任委員会（検討状況の報告）  
6月 第2回検討委員会  
7月 パブリックコメント（7月4日から8月2日まで）

## 3 今後のスケジュール

- 令和元年8月 第3回幹事会  
9月 計画策定（本部会議）  
9月 商工建設常任委員会（計画策定の報告）

## 4 宮崎県自転車活用推進計画（素案）の概要

## 1. 総論

### (1) 計画の趣旨

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本県の現状と課題、地域特性や地域資源を生かした目標や施策の方向性を示すもの

### (2) 計画期間

長期的な視点にたち  
2028年度まで

### (3) 計画の位置づけ

自転車活用推進法第10条に基づいて定めるものであり、国の自転車活用推進計画を勘案しつつ、宮崎県総合計画未来みやざき創造プラン等と整合を図った宮崎県の自転車活用を推進する施策に関する最上位計画として位置付け

## 2. 自転車を取り巻く現状と課題

- (1) 人口動向
- (2) 地理的特性及び自然環境
- (3) 自転車の利用状況

## 3. 自転車活用推進計画の施策体系

目指すべき姿：誰もが安全・快適に自転車を活用することができる「自転車パラダイスみやざき！」の実現

### 目標1 サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化

施策 1 地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進

施策 2 スポーツキャンプ・合宿の誘致

【指 標】モデルルートにおける自転車通行空間の整備を推進  
0km (2018年) → 120km (2028年)  
県内におけるモデルルートの設定  
10コース(2018年) → 20コース(2028年)

【主な取組】県内における先進的なサイクリング環境の創出を目指すモデルルートの設定と整備等の促進  
交通結節点等におけるサイクリスト受入サービスの充実

### 目標2 自転車を利用しやすい都市環境の形成

施策 3 自転車通行空間の計画的な整備推進

施策 4 路外駐車場の整備及び違法駐車取締りの推進による自転車通行空間の確保

施策 5 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

【指 標】自転車活用推進計画を策定した市町村数  
0(2018年) → 26(2028年)

【主な取組】自転車通行空間の整備推進  
違法駐車違反取締りの積極的な推進

### 目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策 6 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施

施策 7 学校における交通安全教室の開催等の推進

施策 8 高い安全性を備えた自転車の普及促進

施策 9 災害時における自転車の活用の検討

【指 標】人身事故のうち、自転車関連事故の割合  
10.5%(2018年) → 5%(2028年)  
県内の公立小中学校における通学路の安全点検の実施  
341校(100%)(2018年) → 全校(100%)(2028年)

【主な取組】自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知  
自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検実施

### 目標4 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

施策10 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

施策11 サイクルスポーツの推進

施策12 自転車通勤の促進

【指 標】週に1回以上運動している人の割合を増やす(抜粋)  
20~64歳男性 50.4%(2016年)→66%(2023年)  
女性 48.6%(2016年)→61%(2023年)

【主な取組】「SALKO」を活用した健康長寿社会のための支援  
アスリート育成に向けたサイクルスポーツの推進

## 4. 計画の推進方策

### (1) 計画の推進体制

県内の市町村、県の関係部署、関係団体と連携して施策を推進

### (2) 計画のフォローアップと見直し

計画の進捗状況に関するフォローアップを実施

計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、計画の見直しを行う